

資料 5

水源林造成事業を巡る諸情勢について

- 平成31年度 林野関係予算の重点事項 P 1
- 平成31年度 林野関係予算の概要 P 3
- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の概要 P19

〈水源林造成事業関係〉

平成30年度補正予算、平成31年度予算案 P4, 18

平成31年度林野関係予算の重点事項

31 当初総額 3,433 億円 (2,997 億円)

※【補正予算】は平成30年度第2次補正予算

○ 林業の成長産業化と生産流通構造改革の推進

森林が本格的な主伐期を迎えるという状況の変化に積極的に対応し、新たな森林管理システムと森林環境税(仮称)の創設による林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するとともに、木材の輸出も含めた需要拡大を行うことにより、時代の転換期に即した森林・林業施策を充実

① 林業成長産業化総合対策<一部公共>

241 億円

(235 億円)

- 森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムを推進するため、森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や経営の集積・集約化を進める地域への路網整備・高性能林業機械の導入、川上から川下までを結ぶサプライチェーンの構築による流通コストの削減、CLT(直交集成板)等の利用促進など木材需要の拡大等に向けた取組を総合的に支援

ア 林業・木材産業成長産業化促進対策

- 意欲と能力のある林業経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、資源の高度利用を図る施策、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等を総合的に支援

イ スマート林業の促進

- ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した森林施業の効率化や需給マッチングによる流通コストの削減などスマート林業の構築に向けた取組、施業現場の管理者育成等を支援

ウ 木材需要の創出・木材産業活性化対策

- 「伐って、使って、植える」というサイクルを回すためには木材の需要拡大が重要であることから、CLT等の利用促進や民間との連携による中高層・非住宅建築物等への木材利用の促進や公共建築物の木造化・木質化などによる新たな木材需要の創出、高付加価値木材製品の輸出拡大、サプライチェーン構築に向けたマッチング等の取組を支援

② 合板・製材・集成材国際競争力強化対策<一部公共>

【補正予算】

392 億円

- 木材製品の国際競争力を強化するため、林業経営を集積・集約化する地域に対して、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援するとともに、加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、クリーンウッド法の定着実態調査等を支援

③ 森林整備事業<公共>

【補正予算】

182 億円

1,221 億円

(1,203 億円)

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、間伐や路網整備、再造林等を推進するとともに、国土保全や地球温暖化防止等に貢献

④ 「緑の人づくり」総合支援対策	47 億円 (49 億円)	
・ 林業への就業前の青年に対する給付金の支給や、「緑の雇用」事業により新規就業者を現場技能者に育成する研修等を支援するとともに、新たな森林管理システムと森林環境税（仮称）の創設を踏まえ、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材の育成を推進		
⑤ 森林・山村多面的機能発揮対策	14 億円 (15 億円)	
・ 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援		
		【補正予算】
⑥ 治山事業〈公共〉	606 億円 (597 億円)	143 億円
・ 豪雨災害など激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等を推進		
⑦ 花粉発生源対策推進事業	1 億円 (1億円)	
・ 花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証実験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等の取組とともに、これらの成果の普及啓発等を一体的に支援		
		【補正予算】
⑧ 農山漁村地域整備交付金〈公共〉	927 億円 (917 億円)	50 億円
・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付		

○重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

① 治山施設等の緊急対策〈公共〉	250 億円	【補正予算】 (治山事業で実施)
・ 山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策等を実施		131億円 (再掲)
	(農山漁村地域整備交付金で実施)	(農山漁村地域整備交付金で実施)
	50 億円の内数	50 億円の内数 (再掲)
		【補正予算】 (森林整備事業で実施)
② 森林の緊急対策〈公共〉	192 億円	41億円 (再掲)
・ 山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、山地災害の未然防止や林道機能の確保等を図るため、荒廃森林の間伐や森林の緊急造成、法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備等を実施		
	(農山漁村地域整備交付金で実施)	(農山漁村地域整備交付金で実施)
	50 億円の内数	50 億円の内数 (再掲)

平成31年度 林野関係予算の概要

平成30年12月

区 分	30年度 予算額	31年度概算決定額			30年度補正追加額		C+D+E
		「臨時・特別 の措置」を含ま ない A	「臨時・特別 の措置」 B	概算決定額 C=A+B	1次補正 D	2次補正 E	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
公共事業費	1,900	1,929 (101.5%)	441	2,370 (124.7%)	468	493	3,331
一般公共事業費	1,800	1,827 (101.5%)	441	2,269 (126.0%)	52	325	2,646
治山事業費	597	606 (101.5%)	250	856 (143.3%)	52	143	1,051
森林整備事業費	1,203	1,221 (101.5%)	192	1,413 (117.4%)	—	182	1,595
災害復旧等事業費	100	101 (101.7%)	—	101 (101.7%)	416	168	685
非公共事業費	1,097	1,063 (97.0%)	—	1,063 (97.0%)	1	266	1,330
合 計	2,997	2,992 (99.8%)	441	3,433 (114.6%)	469	759	4,661

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び農山漁村振興交付金に、林野関係事業を措置している。

2 「臨時・特別の措置」とは、重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に係る分である。

3 ()内の数字は前年度比。

4 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

森林整備事業 < 公共 >

【平成31年度予算概算決定額 122,107 (120,313) 百万円】
 (平成30年度第2次補正予算額 18,211百万円)

< 対策のポイント >

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、**間伐や路網整備、再造林等を推進**するとともに、国土保全や地球温暖化防止等にご貢献します。

< 政策目標 >

森林吸収量2.7%以上 (平成17年度比) の確保に向けた間伐の実施 (平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均: 52万ha)

< 事業の内容 >

1. 間伐や路網整備、再造林等

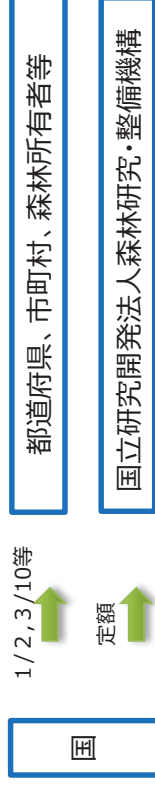
森林環境保全直接支援事業	23,445 (23,194)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,046 (1,833)	百万円
林業専用道整備事業	1,015 (1,000)	百万円

- ① 森林資源が充実した区域等において、**路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備**します。また、**効率的な森林整備のための航空レーザ計測**を実施します。
- ② **再造林や間伐等の森林整備を推進**することで、健全な森林を育成します。

2. 台風等の気象を受けた被害森林や奥地水源林等の整備

特定森林再生事業 (環境林整備事業を再編)	2,598 (2,850)	百万円
水源林造成事業	25,216 (24,845)	百万円

< 事業の流れ >



※このほか国有林による直轄事業を実施

< 事業イメージ >

新たな森林管理システムを支える条件整備
 (森林の経営管理を集積・集約化する地域を中心に重点的に支援)

- **木材生産と森林管理を行うための路網整備**
- **利用間伐等の促進**

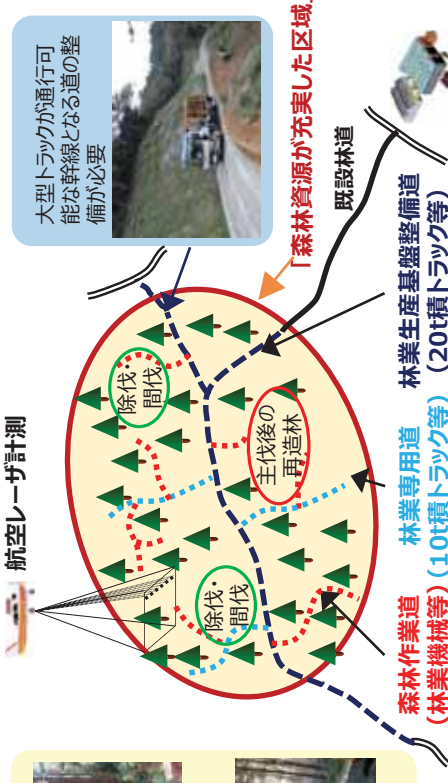
- ・ 路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
- ・ 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



航空レーザ計測



大型トラックが通行可能な幹線となる道の整備が必要



※ このほかに、台風等の気象を受けた被害森林の整備などを推進

【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-6744-2303)

治山事業 < 公共 >

【平成31年度予算概算決定額 60,627 (59,736) 百万円】
 (平成30年度第2次補正予算額 14,317百万円)

< 対策のポイント >

豪雨災害等、激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等の治山対策を推進します。

< 政策目標 >

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加

< 事業の内容 >

1. 荒廃山地の復旧・予防対策の推進

豪雨災害等、激甚化する災害による荒廃山地の復旧・予防対策を実施します。特に激甚な災害が発生した地区においては、**治山施設の排土等の緊急的な措置**を実施します。

2. 多様化する山地災害に対する治山対策の強化

- ① **流域を一体とした復旧・予防対策や 流木捕捉式治山ダムに堆積した流木の除去**などの対策を総合的に実施します。
- ② **施設の改良と併せた場合に、火山灰土の排土等の緊急対策**を実施します。
- ③ **災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に、周辺被災箇所も含めた地すべり対策工事を集中的に実施**します。

流木防止総合対策事業	1,450(-)百万円
緊急総合地すべり防止事業	250(-)百万円
防災林造成事業	2,625(2,909)百万円

3. 崩壊地・地すべり等の集中的な復旧整備

大規模な崩壊地や地すべり等の復旧のため、**民有林直轄治山事業**に新規着手するなど、集中的な復旧整備を実施します。

< 事業の流れ >

1 / 2 等

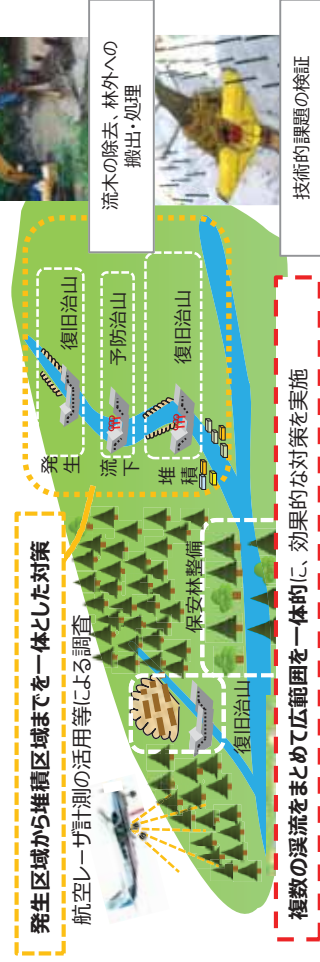


[民有林直轄事業 11,251(11,086)百万円]

※国所有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、国による直轄事業を実施

< 事業イメージ >

○ 流域を一体とした流木対策

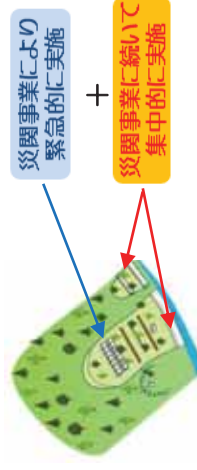


種数の漂流をまとめて広範囲を一体的に、効果的な対策を実施

○ 火山噴火・山火事対策の強化



○ 地すべり対策の強化



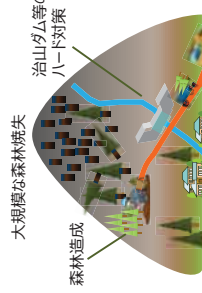
災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に対策を実施する事業



流木の除去、林外への搬出・処理



技術的課題の検証



大規模な森林焼失

森林造成

治山ダム等のハード対策

森林造成と一体的にハード対策を実施



水位・ひずみ計による調査

【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

林業成長産業化総合対策＜一部公共＞

【平成31年度予算概算決定額 24,050 (23,470) 百万円】

＜対策のポイント＞

新たな森林管理システムの下で森林の経営管理を担う意欲と能力のある経営者の育成や経営の集積・集約化を進める地域への路網整備・高性能林業機械の導入、川上から川下までを結ぶサプライチェーンの構築による流通コストの削減、CLT等の利用促進など木材需要の拡大等の取組を総合的に支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [平成37年])

＜事業の全体像＞



川上から川下までの連携による木材の安定供給や流通コストの削減

川上・川下連携による成長産業化支援対策

スマート林業構築推進事業

- ・ICTの活用支援 (需給マッチング、路網整備の効率化のための人材育成等)
- ・「緑」の雇用による施業現場の管理者の育成や労働安全対策

木材生産高度技術者育成対策
現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

〔 民国連携 〕

木材産業・木造建築活性化対策

- ・新たな需要につながる非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進
- ・高付加価値製品による海外需要の開拓
- ・CNFなどのマテリアル開発支援等

木材需要の創出・輸出力強化対策

(持続的林業確立対策)

〔 意欲と能力のある経営者に森林の経営管理の集積・集約化が見込まれる地域に対し重点的に支援 〕

路網整備

〔 民国連携 〕

- ・木材の搬出コストを低減するための基盤整備

高性能林業機械導入 (購入、リース)

搬出間伐の推進

資源高度利用型施業

- ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- ・早生樹のモダルの造林

コンテナ苗生産基盤施設等整備

- ・造林のコスト削減に資するコンテナ苗の安定供給

意欲と能力のある経営者の育成

- ・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化

森林整備地域活動支援対策等

- ・施業の集約化に向けた境界の明確化
- ・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援

林業成長産業化地域保全対策事業

- ・山村地域の防災・減災対策
- ・森林資源保全対策 (鳥獣害、病虫害対策等)

林業成長産業化地域創出モデル事業

- ・森林経営管理システムを活用して先進的に取り組む地域をモデルとしてソフト支援

〔 民国連携 〕

林業・木材産業成長産業化促進対策

(木材産業等競争力強化対策)

〔 意欲と能力のある経営者との連携を前提に支援 〕

木材加工流通施設等の整備

- ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築

木造公共建築物等の整備

- ・CLTの活用など木材利用のモダリティが高い施設の木造化・木質化を重点的に支援

木質バイオマス利用促進施設等の整備

- ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組み「地域内エコシステム」を重点的に支援

特用林産振興施設等の整備

- ・地域経済で重要な役割を果たすこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

森林整備事業 (公共)

- ・幹線となる林業生産基盤整備道等を重点的に整備

林業・木材産業金融対策

- ・利子助成や債務保証、低利融資などの実施により、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する支援を充実

林業・木材産業成長産業化促進対策

【平成31年度予算概算決定額 8,888 (12,290) 百万円】

<対策のポイント>

意欲と能力のある経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、資源の高度利用を図る施業、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [平成37年])

<事業の内容>

1. 持続的的林業確立対策

- 意欲と能力のある経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、路網整備、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、早生樹導入、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

2. 木材産業等競争力強化対策

- 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援します。

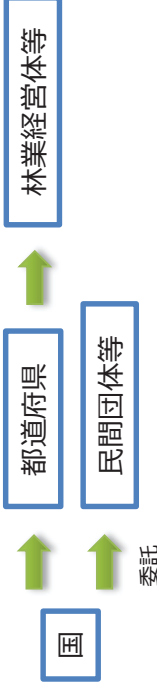
※SCM推進フォーラムと連携した木材加工流通施設等の整備についても支援。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

- 森林資源の利活用により地域の活性化に取り組みモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

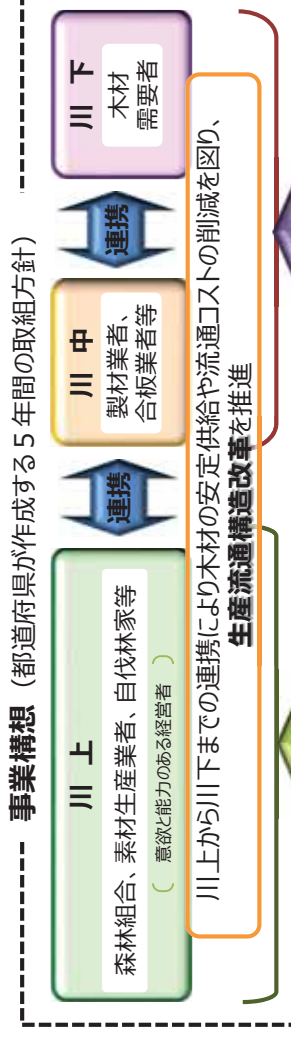
<事業の流れ>

交付 (定額 (1/2、1/3以内等)) (定額 (1/2、1/3以内等)) 交付



※ このほか国有林による直轄事業を実施

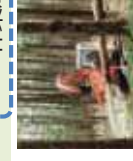
<事業イメージ>



持続的的林業確立対策

- 路網整備
- 高性能林業機械導入 (購入、リース)
- 搬出間伐の推進
- 資源高度利用型施業
- 主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- 早生樹のモデル的な造林
- コンテナ苗生産基盤施設等整備
- 意欲と能力のある経営者の育成
- 出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
- 森林整備地域活動支援対策等
- 施業の集約化に向けた境界の明確化
- 山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 林業成長産業化地域保全対策事業
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策 (鳥獣害、病虫害対策等)

林業成長産業化地域創出モデル事業



木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
- 需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築
- 木造公共建築物等の整備
- CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- 地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組み
- 特用林産振興施設の整備
- 地域経済で重要な役割を果たすこのほばた場など
- 特用林産物の生産基盤等の整備を支援

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

林業成長産業化総合対策のうち スマート林業構築推進事業

【平成31年度予算概算決定額 218 (230) 百万円】

＜対策のポイント＞

森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するため、ICT等の活用による先進的な取組や、その普及展開を推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [平成37年])

＜事業の内容＞

1. スマート林業構築実践事業

① スマート林業実践対策

○ スマート林業の実現に向け、都道府県や市町村、林業事業者等で構成する地域協議会が行うICT等の先端技術を現場レベルで活用する実践的取組を支援します。

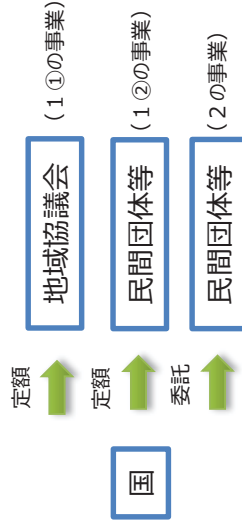
② 森林作業システム高度化対策

○ 素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組を支援します。

2. スマート林業構築普及展開事業

○ 先端技術に関する専門的知識の提供、業務の効率化に対する指導・助言を通じた実践的取組のサポート、国有林における先端技術を一体的に活用した木材生産の実証等を行うとともに、これらの取組成果を全国へ普及展開します。あわせて、国有林の森林資源情報等関連データを整備し、オープン化に向けた検討を行います。

＜事業の流れ＞



※2の一部は国有林による直轄事業として実施

＜事業イメージ＞

【スマート林業実践対策】

○ 航空レーザ計測等のリモートセンシング技術を活用した高精度な森林情報の把握やクラウド技術等による情報の共有化の取組をベースに、川上から川下までの多様な主体間を横串で情報共有・活用する実践的取組を新たに支援します。

施業集約化の効率化・省力化

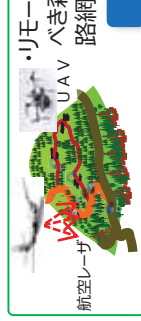
・施業集約化に向けた各作業に共有化された様々な森林情報を活用し、情報収集や現地調査の軽減と効率化

経営の効率性・採算性の向上

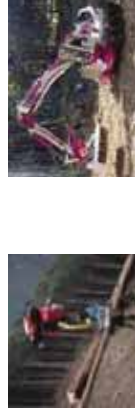
・ICTを活用して生産現場の進捗状況や丸太のストック等を集計・分析し、低コストで効率的な林業経営を実現

需給マッチングの円滑化

・川上の供給情報と川下の需給情報をICTを活用してリアルタイムで共有し、需要に応じた木材生産が可能



【森林作業システム高度化対策】



▲ 架線集材機械



▲ 再造林機械

ICTの活用による架線集材作業の自動化、再造林作業の機械化による作業の効率化

【スマート林業構築普及展開事業】

- 国有林の生産現場でICTの一体的活用による検証を行います。
(経営の効率性・採算性向上/需給マッチングへの活用/森林作業システムの高度化)
- 情報オープン化を目指し、ICT等活用により、国有林の現在・将来の資源量を把握します。

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

林業成長産業化総合対策のうち 木材生産高度技術者育成対策／ 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

【平成31年度予算概算決定額 531（605）百万円】

＜対策のポイント＞

ICT等を活用した、効率的・効果的な路網整備に向けた高度な技術者・技能者の育成や、市町村等の技術者育成の支援に向けた取組を実施するとともに、林業の現場を管理する班長クラスの責任者の育成や林業労働安全の取組等を支援します。

＜政策目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加（30万m³ [平成29年] → 40万m³ [平成37年まで]）
- 現場管理責任者等の育成（累計5,000人 [平成22～32年度まで]） ○ 林業労働災害死者数（平成29年比5%以上減少 [平成34年まで]）
- 林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少 [平成34年まで]）

＜事業の内容＞

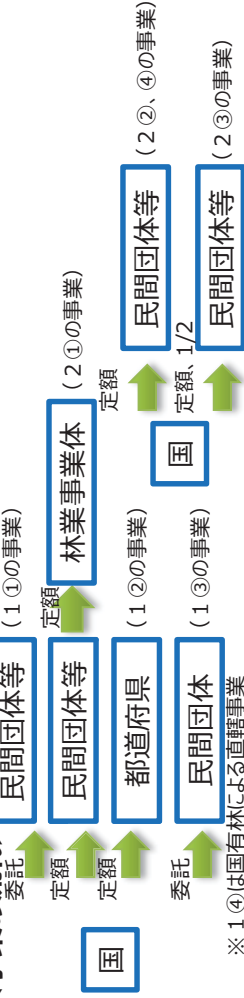
1. 木材生産高度技術者育成対策

- 効率的・効果的な木材生産基盤の確立により資源の循環利用を促進するため、ICT等を活用した、路網整備に向けた高度な知識・技術を有した技術者を育成するとともに、市町村等における高度技術者等を育成します。また、国有林において、市町村等の技術者育成の支援に向けた実践的な取組等を実施します。
- ① ICT等を活用した路網整備推進技術者育成事業
- ② 路網作設高度技能者育成事業
- ③ 路網を活かした森林作業システム高度技術者育成事業
- ④ 国有林におけるICT等先端技術ツール整備等

2. 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

- 効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、林業の現場を管理する班長クラスの責任者の育成、能力評価システムの構築、森林施業プランナーの育成及び林業労働安全の取組を支援します。
- ① 現場技能者キャリアアップ対策
- ② 能力評価システム導入支援
- ③ 森林施業プランナー育成対策
- ④ 林業労働安全推進対策

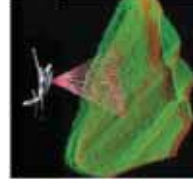
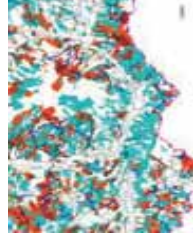
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜ICT等を活用した路網整備のイメージ＞

【路網整備に必要な情報を簡単・正確に把握】



森林GISを用いて、施業履歴の見える化

航空レーザー計測データの活用

CS立体図で地すべり等地形種を判読

効率的な路網設計

＜現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策のイメージ＞

現場を管理する班長クラスの責任者育成に向けたキャリアアップ研修等



労働安全の専門家による安全指導等

林業事業体の自主的な安全活動を促進

【お問い合わせ先】（1の事業） 林野庁研究指導課（03-3502-5721）
（2の事業） 林野庁経営課（03-3502-1629）

＜対策のポイント＞

木材需要の拡大を図るため、低層建築物を中心とした無垢構造材の利用拡大、中高層建築物を中心としたCLT等の新たな木質建築部材の利用促進・定着、顔の見える木材での快適空間づくり等を支援します。また、効率的なサプライチェーンの構築に向けた需給情報の共有やマッチングの取組を推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [平成37年まで])

＜事業の内容＞

1. 低層建築物を中心とした無垢構造材等利用拡大事業

- 非住宅分野の建築物におけるJAS構造材の利用拡大、横架材・2x4部材等の製品・技術開発を支援します。

2. 中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業

- ① CLT等建築物の普及・拡大
CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証、中高層建築物等におけるCLT等の利用拡大、設計者・施工者等の育成、BIM（3次元の建築モデルをコンピュータ上で構築するシステム）を活用できる環境整備等を支援します。
- ② 新たな製品・技術の開発
CLT等新たな建築部材の利用促進に向けた構造設計手法や部材の標準化に必要なデータ収集、CLT・木質耐火部材等の製品・技術開発等を支援します。

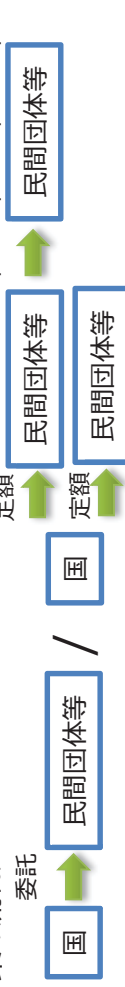
3. 顔の見える木材での快適空間づくり事業

- A材丸太を原材料とする構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発などにより川上から川下までの事業者の連携の促進に対して支援します。

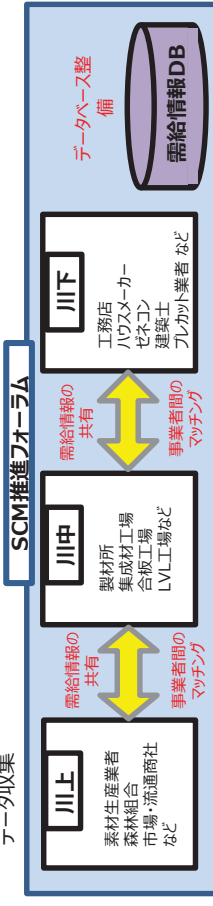
4. 生産流通構造改革促進事業

- SCM推進フォーラム（協議会）の設置・運営による川上から川下までのマッチングの取組や、需給情報共有のためのデータベース整備等を支援します。また、木材加工設備等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



SCM推進フォーラムの設置・運営
 [お問い合わせ先] 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (30百万m³ [平成29年] →40百万m³ [平成37年])

＜事業の内容＞

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業

○ 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を中央段階及び地域段階で支援します。

2. 「地域内エコシステム」構築事業

○ 木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。

○ 木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業

○ 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業

○ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国内外の違法伐採関連情報を提供します。

5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業

○ 木材利用に取り組み民間企業ネットワークの構築、民間企業や国民に対する普及啓発活動の取組を支援します。

6. 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業

○ きのこ原木等生産資材の導入円滑化や、薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供を支援します。

＜事業の流れ＞ 定額 (定額、1/2)、委託

国



民間団体等

【お問い合わせ先】

(1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(6の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

＜事業イメージ＞

1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業



施設の利用に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及

地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及

F/S 調査や地域協議会等の運営、技術開発、相談窓口の設置等

3 高付加価値木材製品輸出促進事業



・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等
・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組
・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等

4 「クリーンウッド」普及促進事業



木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動

5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業



・木材利用に取り組み民間企業ネットワークを構築し、マーケットインの発想で木材利用を進める上での課題・案件の整理等
・民間企業や国民に対する木材利用の理解促進等に向けた普及啓発活動、優れた地域材製品の顕彰、木育活動等

6 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業



きのこ原木の需給情報の収集・分析・提供及び薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供

きのこ原木等の生産資材導入費 (震災前価格との差額の1/2)

<対策のポイント>

林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [平成37年]）

<事業の内容>

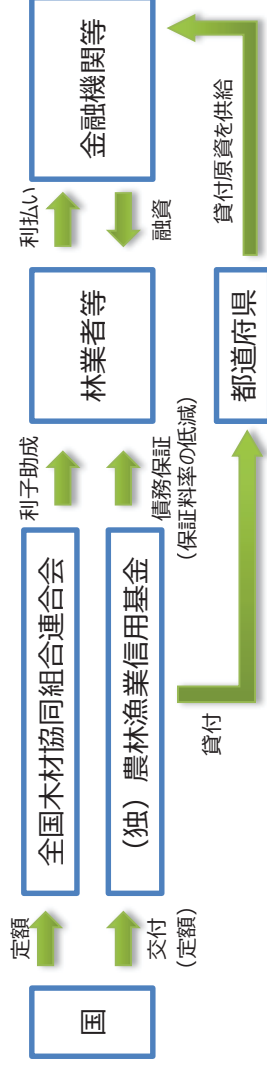
1. 林業施設整備等利子助成事業

- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合に、**最大2%・最長10年間の利子助成**を行います。

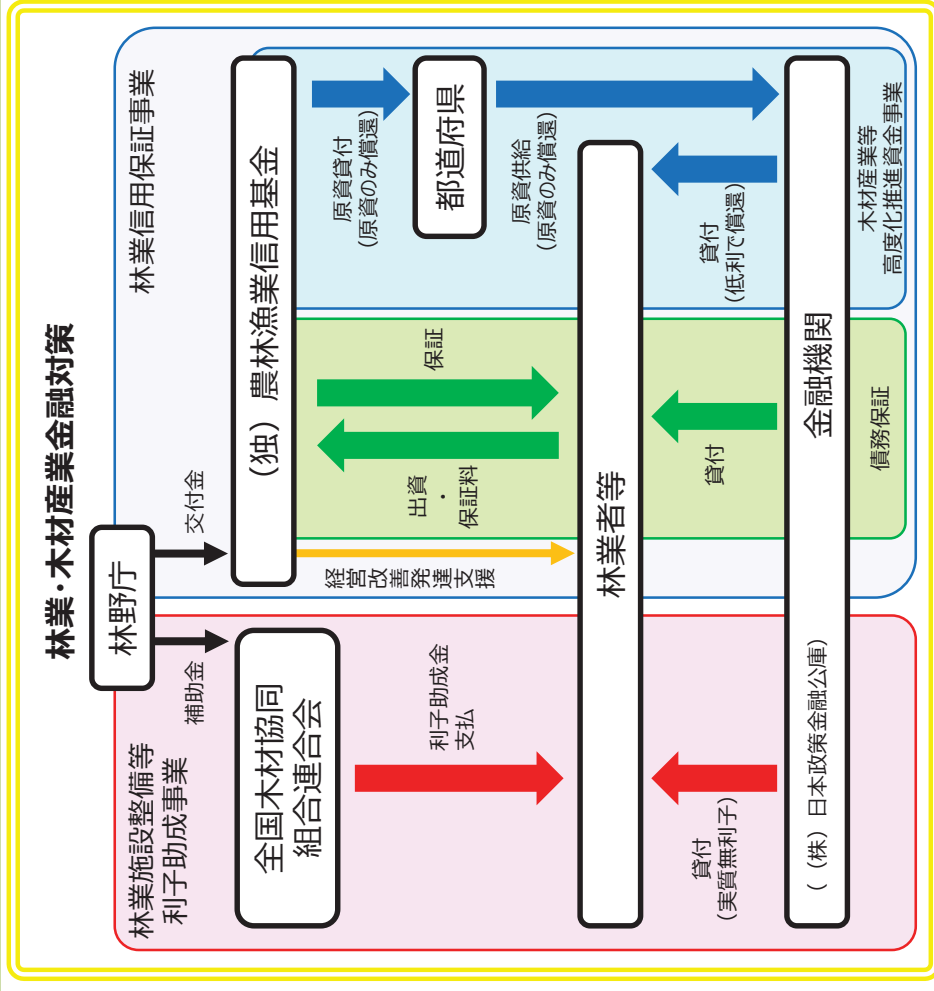
2. 林業信用保証事業

- （独）農林漁業信用基金が、以下の取組を実施するために必要な経費を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - ① 債務保証による代位弁済費の一部支援により、**保証料率を低減**します。
 - ② 重大な災害からの復旧に債務保証を利用する場合、**保証料を実質免除**します。
 - ③ 経営合理化等に必要な**運転資金を低利で融通**するための支援を実施します。
 - ④ 林業経営者に対する**経営改善発達に係る助言等**を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



「緑の人づくり」総合支援対策

【平成31年度予算概算決定額4,668（4,862）百万円】

＜対策のポイント＞

新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成等について、総合的に取り組みます。あわせて、新たな森林管理システムの運営に当たって市町村への指導・助言を行える技術者を養成し、地域の森林・林業行政の支援体制を構築します。

＜政策目標＞

- 新規就業者の確保（1,200人 [平成31年度]） ○林業労働災害死傷者数（平成29年比5%以上減少 [平成34年まで]）
- 林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少 [平成34年まで]）
- 新たな森林管理システムの支援を行える技術者の育成（1,000人 [平成35年度まで]）

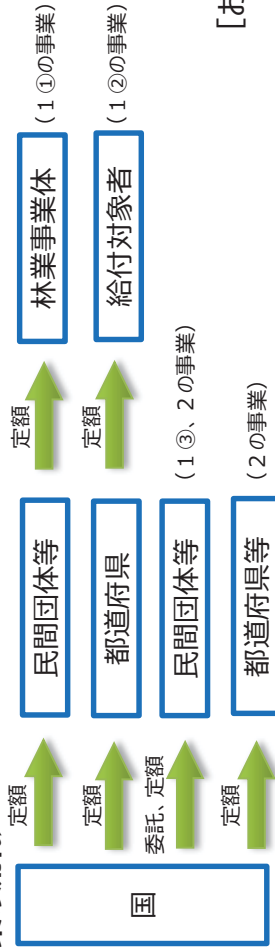
＜事業の内容＞

1. 森林・林業新規就業支援対策 4,638（4,810）百万円
 - ① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,334（4,500）百万円
就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要経費を支援します。
 - ② 緑の青年就業準備給付金事業 272（272）百万円
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
 - ③ 多様な担い手育成事業 31（38）百万円
高校生等に対する就業体験、女性林業者の活躍促進のための課題解決、林業グループの育成に対する取組等を支援し、多様な担い手を育成します。

2. 新たな森林管理システム導入円滑化対策 30（-）百万円

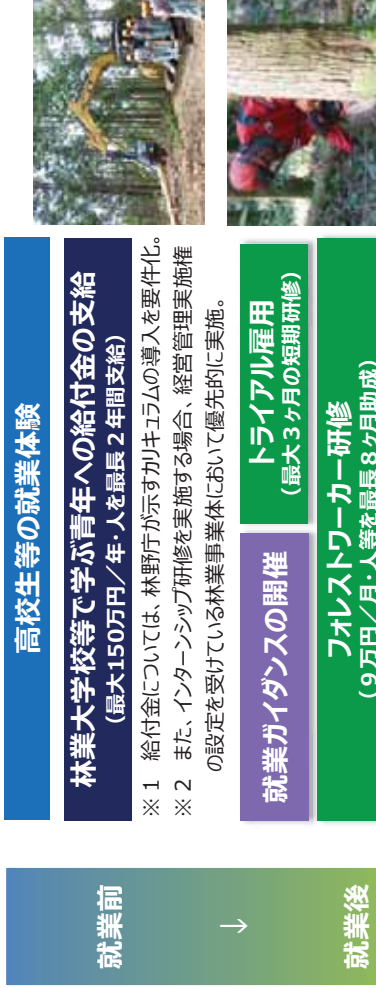
- 新たな森林管理システムの円滑な運営を図るため必要な技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材を養成するとともに、その技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施します。
また、新たな森林管理システムに係る業務運営の対応力を養成するため、都道府県等が行う実践型研修（OJT）の実施に対して支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 森林・林業への新規就業の支援



高校生等の就業体験

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給 (最大150万円/年・人を最長2年間支給)

- ※1 給付金については、林野庁が示すカリキュラムの導入を要件化。
- ※2 また、インターンシップ研修を実施する場合、経営管理実施権の設定を受けている林業事業体において優先的に実施。

就業ガイダンスの開催 (最大3ヶ月の短期研修)

フォレストワーカー研修 (9万円/月・人を最長8ヶ月助成)

- ※1 フォレストワーカー研修（1年目）については、①研修生の定着率を反映した助成方法、②新たな森林管理システムへの対応状況、月給制の導入及び労働安全の取組に応じた優先配分等を導入。
- ※2 労働安全対策の強化等の観点から、研修のカリキュラムを見直し。

2. 新たな森林管理システムの円滑な運営に必要な人材育成

市町村を指導できる技術者を養成する研修の実施

都道府県等が行う実践型研修（OJT）への支援

新たな森林管理システムの運営を支援する人材の育成



【お問い合わせ先】

- (1①②の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)
- (1③、2の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-5721)

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成31年度予算概算決定額 1,425 (1,501) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援します。

<政策目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [平成33年度まで]）
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,413 (1,483) 百万円

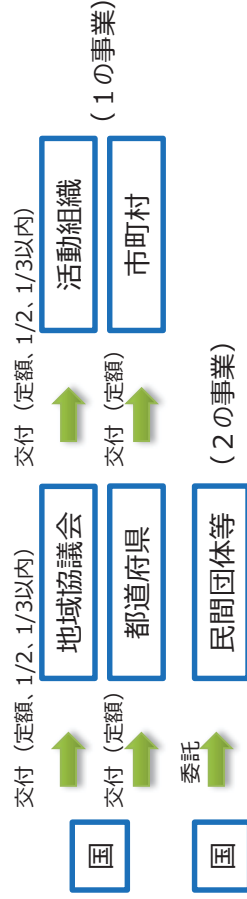
- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に、1活動組織当たり500万円/年（国からの交付額）を上限として支援します。採択にあたっては、**3年間の活動計画**等が必要です。

- 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動**等を行う場合は、優先的に支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 12 (18) 百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会**等を開催します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）

花粉発生源対策推進事業

【平成31年度予算概算決定額 108（115）百万円】

＜対策のポイント＞

花粉症対策苗木への植替の支援、花粉飛散防止剤の実用化に向けた林地実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査、スギ雄花着花特性の高精度検査手法の開発を進めるとともに、これらの成果の普及啓発等を一体的に実施し、総合的に花粉発生源対策を進めます。

＜政策目標＞

スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合の増加（約3割 [平成28年度] → 約7割 [平成44年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 10（10）百万円
 - 花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及、特色ある植替促進等の取組の情報収集及び発信を支援します。
2. 花粉症対策苗木への転換の促進 53（60）百万円
 - ① 花粉症対策苗木への植替促進
花粉発生源となっているスギ林等の植替やコンテナ苗植栽結果の検証等を促進するため、加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。
 - ② 花粉症対策品種の開発の加速化
花粉症対策品種の開発を加速化するため、スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発を支援します。
3. スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 29（29）百万円
 - 花粉飛散防止剤の実用化を図るため、空中散布の基本技術の確立、低コスト・高品質な大量培養技術の開発等を支援します。
4. スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 15（-）百万円
 - スギ雄花着花状況等の調査、ヒノキ雄花の観測精度向上のための調査手法の開発を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

花粉症対策苗木への転換の促進

- ・加工業者・素材生産業者等が行う森林所有者への働きかけ、対策苗木への植替
- ・補助対象にヒノキを追加
伐って花粉症対策苗木に植え替えまじょう。
いいね！

スギ雄花着花特性を短期間に高精度で検査する手法の開発

取組事例やコンテナ苗植栽状況の報告

開発状況の共有

スギ花粉飛散防止剤の実用化試験

- ・スギ花粉飛散防止剤の空中散布技術の開発
- ・低コスト・高品質な大量培養技術の開発

花粉飛散防止剤により枯死した雄花

雄花着花量情報の共有

スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進

- ・スギ雄花着花状況等の調査
- ・ヒノキ雄花観測技術の開発、試行的な着花状況調査の実施
- ・ドローン等の活用等による効果的かつ高精度な着花量推定手法の開発

雄花着花量調査

総合的な花粉発生源対策の強化及び普及

- ・上記の取組状況や調査成果、特色ある地域の植替促進取組等の情報収集
- ・森林所有者、自治体、研究機関、メーカー、医療機関、国民への情報提供・発信

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3501-3845）

【平成31年度予算概算決定額 10,369 (10,516) 百万円】 〔平成30年度第2次補正予算額 334 百万円〕

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

＜対策のポイント＞

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。
- シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域かつ計画的な捕獲等のモデル実施や捕獲手法の普及等を行います。

＜政策目標＞

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加〔平成32年度まで〕 ○シカ、イノシシを約68万頭捕獲〔平成31年度〕
- 野生鳥獣のジビエ利用量（平成28年度1,283トン）を平成31年度に倍増

＜事業の内容＞

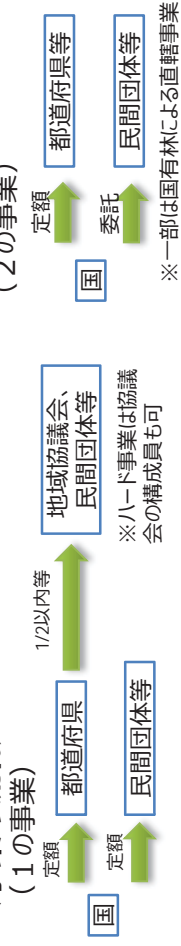
- 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,227 (10,350) 百万円 (H30補正 334百万円)**
市町村が作成した「被害防止計画」に基づき取組を総合的に支援します。
(ハード対策) 侵入防止柵、処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設、衛生管理高度化設備、搬入促進施設 (例:ジビエカーシェア、保冷車) の整備 等※1 (ソフト対策)
・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動※2
・ICT等の新技術実装による「スマート捕獲」の取組※2
・国産ジビエ認証取得等に向けた支援等、モデル地区の取組の横展開※2
・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組※3
・捕獲活動経費の直接支援※4
・鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等の研修
・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援 等

- ※1 1/2以内 (条件不利地は5/10以内、沖縄県は2/3以内)。侵入防止柵を自力施工する場合、資材購入費相当分を定額支援。
- ※2 1/2以内、定額 (被害防止推進活動の取組状況に応じた限度額内で定額支援)。
- ※3 都道府県当たり2,300万円以内を定額支援。

2. シカによる森林被害緊急対策事業 142 (166) 百万円

- ・シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施
- ・捕獲手法の効果的な普及に向けたマニュアルの整備を実施 等

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

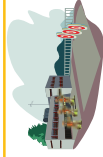
- (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
- (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

＜事業イメージ＞

総合的な鳥獣被害対策



侵入防止柵の設置



捕獲技術高度化施設の整備



捕獲活動経費の削減

※4 シカ、イノシシの成獣について、焼却施設等へ運搬する場合は8千円/頭以内とする単価を追加 (その他の単価は現行どおり)。

「スマート捕獲」の推進



ICTを活用した農等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現

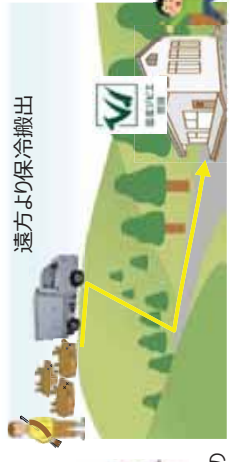
スマートフォンによるICT農の遠隔操作

捕獲の効率化・合理化



「モデル地区」の取組の横展開

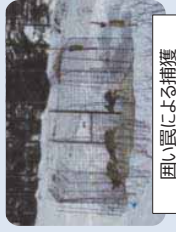
○国産ジビエ認証に必要な知識等の向上
○保冷搬出により肉の劣化を防止。より広域から搬入可能となる。



○衛生管理高度化設備支援 ○処理加工施設の国産ジビエ認証取得促進

ジビエ利用の向上、搬入・処理頭数の増大

〔モデル的な捕獲等の実施〕



囲いによる捕獲



GPSによる行動追跡



治山施設等の緊急対策＜公共＞

【平成31年度予算概算決定額（治山事業） 24,977百万円、（農山漁村地域整備交付金） 5,000百万円の内数】
 （平成30年度第2次補正予算額（治山事業） 13,096百万円、（農山漁村地域整備交付金） 5,000百万円の内数）

＜対策のポイント＞

山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、集中豪雨等に対する山地防災力を高めるため、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策、流木対策や海岸防災林の整備を実施

＜政策目標＞

- 災害発生の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃山地約600箇所において、治山対策を大幅に進捗 [平成32年度まで]
- 災害発生の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な海岸防災林約50kmにおいて、海岸防災林の整備を大幅に進捗 [平成32年度まで]
- 流木災害発生の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃森林約700箇所において、流木対策を大幅に進捗 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

1. 治山事業

- 重要インフラ緊急点検の結果により判明した、早急に治山対策が必要な山地災害危険地区等において、
 - ・ 治山施設の設置等による荒廃山地や荒廃危険山地の復旧・予防対策
 - ・ 植栽や防潮堤等の整備などの海岸防災林の整備等を推進します。
- また、平成29年7月の九州北部豪雨等による流木災害の発生を受けて実施した緊急点検により抽出した、早急に対策が必要な森林等において、
 - ・ 流木捕捉式治山ダムの設置
 - ・ 流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採等の流木対策をより一層加速化します。

2. 農山漁村地域整備交付金

- 重要インフラ緊急点検の結果により判明した、早急に治山対策が必要な山地災害危険地区等において、
 - ・ 荒廃危険山地の崩壊等の予防対策や既存治山施設の機能強化対策等を推進します。

＜事業の流れ＞



※国所有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、国による直轄事業を実施

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁治山課（03-6744-2308）

森林の緊急対策＜公共＞

【平成31年度予算概算決定額（森林整備事業）19,151百万円、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数】
 （平成30年度第2次補正予算額（森林整備事業）4,112百万円、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数）

＜対策のポイント＞

山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、山地災害の未然防止や林道機能の確保等を図るため、**荒廃森林の間伐や森林の緊急造成、法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備等を実施**します。

＜政策目標＞

- 緊急的に整備が必要な荒廃森林約2,000か所において、災害発生の危険性を低減 [平成32年度まで]
- 緊急的に改良整備が必要な林道約300か所において、被災の危険性を低減 [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

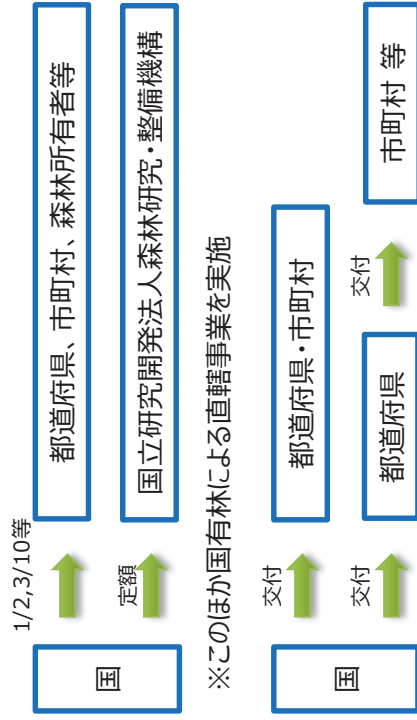
1. 森林整備事業

- 重要インフラ緊急点検等を踏まえて、緊急に対策が必要な荒廃森林について、**山地災害や流木被害等の未然防止等を図るため、間伐等の森林整備や林道の改良整備**を実施します。
- 台風や地震等により被害を受けた森林について、**被害木の除去や森林の緊急造成等**を実施します。

2. 農山漁村地域整備交付金

- 重要インフラ緊急点検等を踏まえて、法面や排水施設等の改良整備が必要な**林道の改良整備**を実施します。

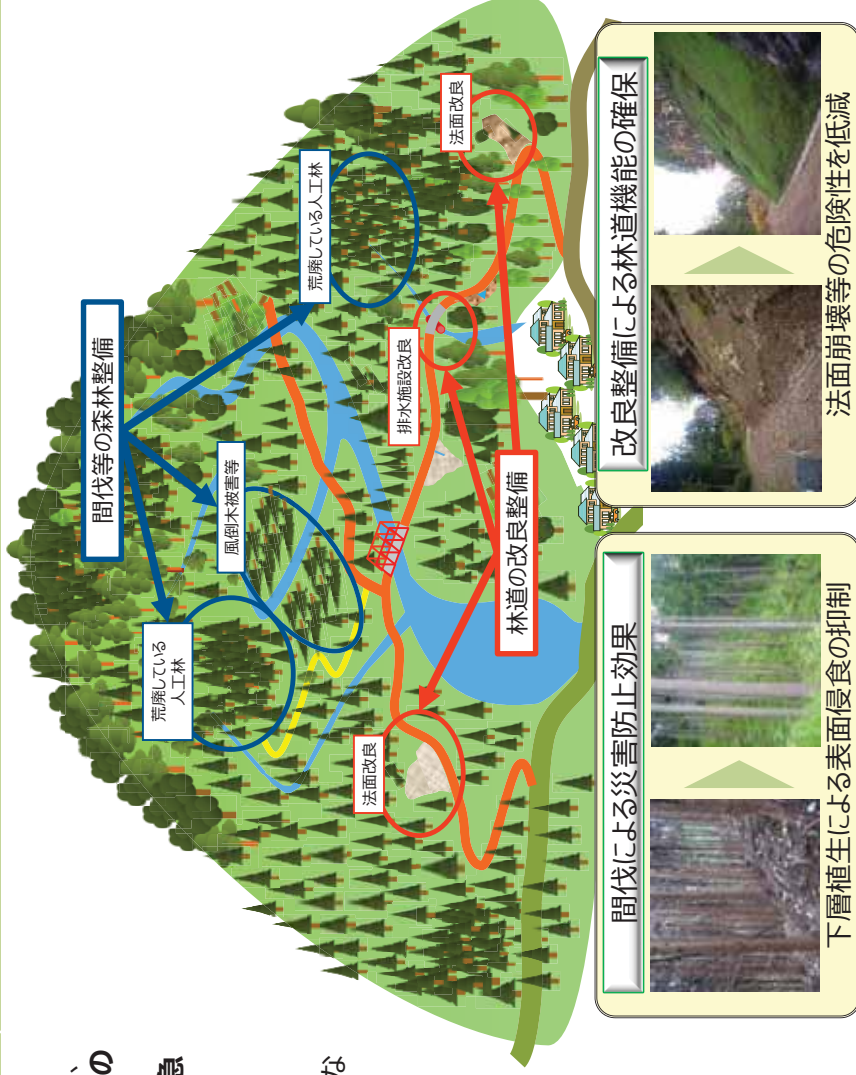
＜事業の流れ＞



※このほか国有林による直轄事業を実施

※国費率1/2等

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

平成31年2月
農林水産省

趣旨

森林経営管理法による新たな森林管理システムでは経営管理が不十分な民有林を、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとした。このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であることから、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。

このため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充するとともに、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備を行う。

法案の概要

I 国有林野の管理経営に関する法律の改正

1 樹木採取区の指定

農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、

- ① 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること（森林の条件）
- ② 指定しようとする区域の所在する地域において、国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること（経済的社会的条件）

等の基準に該当するものを、樹木採取区として指定することができる。

2 樹木採取権

農林水産大臣は、林業経営者に、一定期間、安定的に、樹木採取区に生育している樹木を採取する権利（樹木採取権）を設定することができる。樹木採取権は物権とみなす。樹木採取権の存続期間は50年以内とする。

3 樹木採取権の設定を受ける者の公募、選定、事業の実施

(1) 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件

樹木採取権の設定を受ける者は、

- ① 森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること
- ② 民有林からの供給を圧迫しないため、木材利用事業者等（川中事業者）及び木材製品利用事業者等（川下事業者）との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること

等の基準に適合していなければならない。

(2) 樹木採取権の設定を受ける者の公募

農林水産大臣は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募する。

(3) 樹木採取権の設定を受ける者の選定

農林水産大臣は、(2)の公募の応募者のうち、(1)の必須条件に適合している者の中から、樹木料（4②参照）の算定の基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案して、関係都道府県知事に協議の上、樹木採取権者を選定する。

(4) 樹木採取権実施契約の締結

① 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、具体的な施業の計画（樹木を採取する箇所、面積、採取方法等）や、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む契約（樹木採取権実施契約）を締結しなければならない。

② ①の契約は、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合するものでなければならない。

③ ①の契約は、5年ごとに締結しなければならない。

4 権利設定料等の徴収

① 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、その設定を受けた者（樹木採取権者）から、樹木採取権の設定の対価として権利設定料を徴収する。

② また、樹木採取権者は、樹木を採取する前に、樹木の対価として樹木料を国に納付しなければならない。

5 樹木採取権者への指示、樹木採取権の取消し

① 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示をすることができることとし、正当な理由なく当該指示に従わないときは、権利を取り消すことができる。

② 農林水産大臣は、樹木採取権者が3(4)②のルールに適合しない伐採を行うなど、樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったときは、樹木採取権を取り消すことができる。

6 植栽関係

農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

Ⅱ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法及び独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

1 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正

- ① 本法の対象者に、川上事業者として意欲と能力のある林業経営者など森林施業の集約化を行おうとする者を加えるとともに、川下事業者（中小住宅生産者等）を新たに位置付ける。
- ② 川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（事業計画）を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金（信用基金）による金融上の措置（債務保証及び低利の資金融通）を講ずる。

2 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

- 1 ②の措置を、信用基金の目的規定において位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加する。

施行期日

平成32年4月1日

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

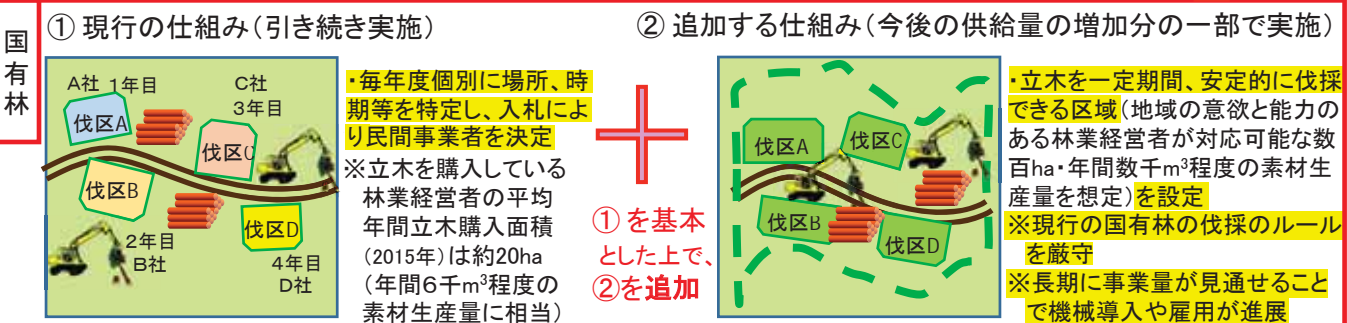
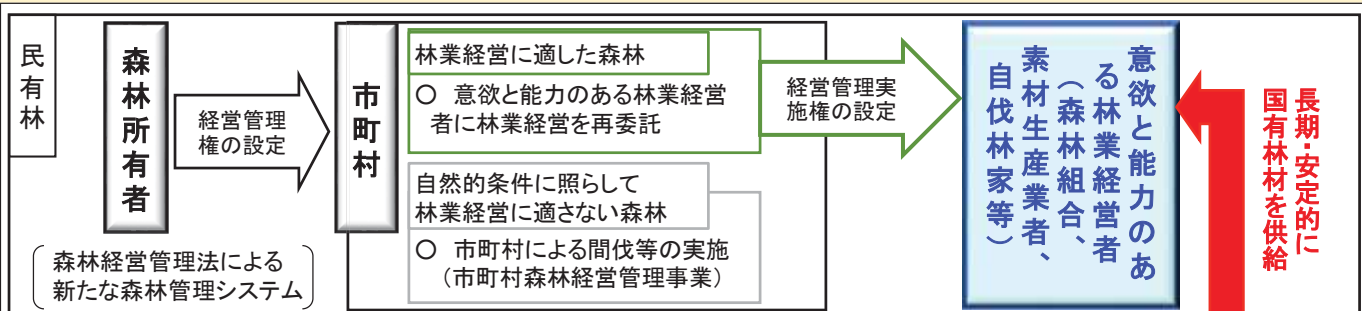
背景

- 森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な民有林を意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)に集積・集約することとしたところ。
 - このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、民有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。
- ⇒ 今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する必要。
- ⇒ 併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。

改正の概要

1 国有林野の管理経営に関する法律の改正

- 国有林の一定の区域において、一定の期間、安定的に樹木を採取(伐採)できる権利を、民有林材の供給を圧迫しないよう、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件としつつ、意欲と能力のある林業経営者に設定できるようにする。
- その際、国有林野の公益的機能の維持増進等を図るため、権利を設定された者(権利者)は、5年ごとに、樹木の採取の具体的な条件等について、現行の国有林の伐採のルール(箇所毎の皆伐上限面積、保残帯の設置等)に適合した契約を国と締結する。加えて、国は、権利者に樹木採取と再造林を一体的に行うよう申し入れることとし、再造林が適切に行われるようにする。
- 権利者が実施契約に係る重大な違反行為を行ったとき等の場合は、国は樹木採取権を取り消す。



2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正

川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画(事業計画)を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金(信用基金)による金融上の措置(債務保証及び低利の資金融通)を講ずる。

3 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

2の措置を、信用基金の目的規定において位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加。